

漏水調査（水道メーター二次側給水装置）を実施される指定給水装置工事事業者の皆様へ（重要なお願い）

昨今、漏水調査技術の向上により、漏水調査においても様々な種類の調査が行われています。そこで、漏水調査を実施される指定給水装置工事事業者の皆様へ重要なお願いです。

トレーサーガス式等、給水装置に圧力をかける方法で漏水調査を実施する際は、水道メーターおよび配水管に影響が及ばない対策を講じてから行ってください。

1. 水道法第 16 条および水道法施行令第 6 条第 1 項第 6 号への抵触

配水管と完全に縁が切れていない状況で、給水管および給水用具では無い器具（圧力を送り込むためのコンプレッサーなど）を一時的にでも給水装置に連結する行為は、配水管内の水道水を汚染する恐れが大きいため、法律で禁じられています。

2. 水道料金の算定に支障をきたす可能性

水道メーターは、水圧以下の圧力であっても逆方向からの圧力を受けることを想定して製造されていません。これにより、検針機器の不具合など、その後の水道料金の算定に支障をきたす恐れがあります。

3. バルブ閉止だけでは不十分な対策

バルブ閉止を行っただけでは、配水管と縁が切れた（影響がない対策を講じた）ことにはなりません。逆止弁が設けられている施設でも同様です。配水管に確実に影響が及ばない対策を講じてから実施してください。

4. 漏水調査における配水管への影響に関する注意事項

指定給水装置工事事業者の皆様が漏水調査において、配水管に支障を与えた場合、水道法上の義務違反となる可能性があります。特に、「施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または与えるおそれ大きいとき」は、水道法第25条の11第1項第7号に規定する工事施工に関する義務違反に該当します。この場合、上下水道局は当該指定給水装置工事事業者の指定を取り消すなどの処分を行うことがあります。

効果的な対策

これらの対策として、口径に関わらず、「水道メーターを取り外す」ことが最も効果的です。

今後、配水管と完全に縁が切れていない状況で給水装置に圧力をかける漏水調査を実施し、水道メーターおよび配水管に影響（水道メーターの不良、配水管内の水質異常など）を及ぼした場合は、機能回復にかかる費用などを請求させていただく場合があります。

宮崎市においては、水道メーター二次側給水装置における漏水調査を実施した場所付近で、道路に埋設されている配水管内の水道水が白濁化した事象が既に数例確認されています。

皆様が実施する漏水調査が水道水への影響をゼロにするためにも、今後確実なご対応をお願いいたします。
